

中央区立桜川公園リニューアル整備工事のお知らせ

皆様には、日頃から中央区立桜川公園官民連携事業に対し多大なご理解・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

この度、中央区立桜川公園のリニューアル整備工事を、下記のとおり行うこととなりました。

工事期間中は、ご不便・ご迷惑をお掛けいたしますが、安全を最優先に工事を進めてまいりますので、何卒、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本事業について

本事業は、公募設置管理制度(Park-PFI)を活用した官民連携事業として、公園内のリニューアルとともに飲食店舗を設置することで、公園の利便性や魅力を向上させることを目的としています。

完成イメージ図

※イメージ図のため変更となる場合があります



飲食店舗



複合遊具



公衆便所

連絡先・お問い合わせ先

工事についてのご不明な点、お気づきの点、お問い合わせなどがございましたら、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

～工事に関すること～

■事業者 つむぐ桜の森パートナーズ



【施工業者】 (株)かたばみ 緑化造園本部

TEL 03-5413-8111

～本事業(整備内容・今後の運営等)に関すること～

■事業者 つむぐ桜の森パートナーズ



【代表企業】 MIRARTHホールディングス(株) 地域未来戦略課

TEL 03-6551-2117

～本事業(Park-PFI等)に関すること～

■中央区

中央区 環境土木部 水とみどりの課水とみどり事業計画係

TEL 03-3546-5419

工事内容について

工事件名：中央区立桜川公園リニューアル整備工事

工事場所：東京都中央区入船一丁目1番1号

工 期：令和8年4月16日～令和9年5月30日(予定)

【工事着手日：令和8年4月16日(予定)】

工事時間：通常 8:00～18:00 予定

(作業開始 8:30、後片付け 17:00～18:00)

※原則、日曜・祝日は工事を行いません。

工事スケジュール(予定)

年	2026年										2027年					
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
土木工事	仮囲い															供用開始
	既存施設 撤去															
	トイレ設置															
	インフラ															
	公園施設								公園施設							
						植栽										
						舗装					舗装					
建築工事			基礎											予備日		
					躯体											
							外壁・屋根									
			設備													
										テナント内装						
														予備日		
															供用開始	

※安全な施工と品質確保のため、気象条件や物流の影響により、作業日程を一部変更させていただく場合がございます。予めご了承ください。

工事による影響について

●工事期間中は、公園を仮囲いにて閉鎖させていただきます。そのため、公園内への立ち入り、通り抜けはできなくなります。

●工事に伴い、現在の公衆便所は撤去されます。工事期間中は、近隣の公衆便所をご利用ください。

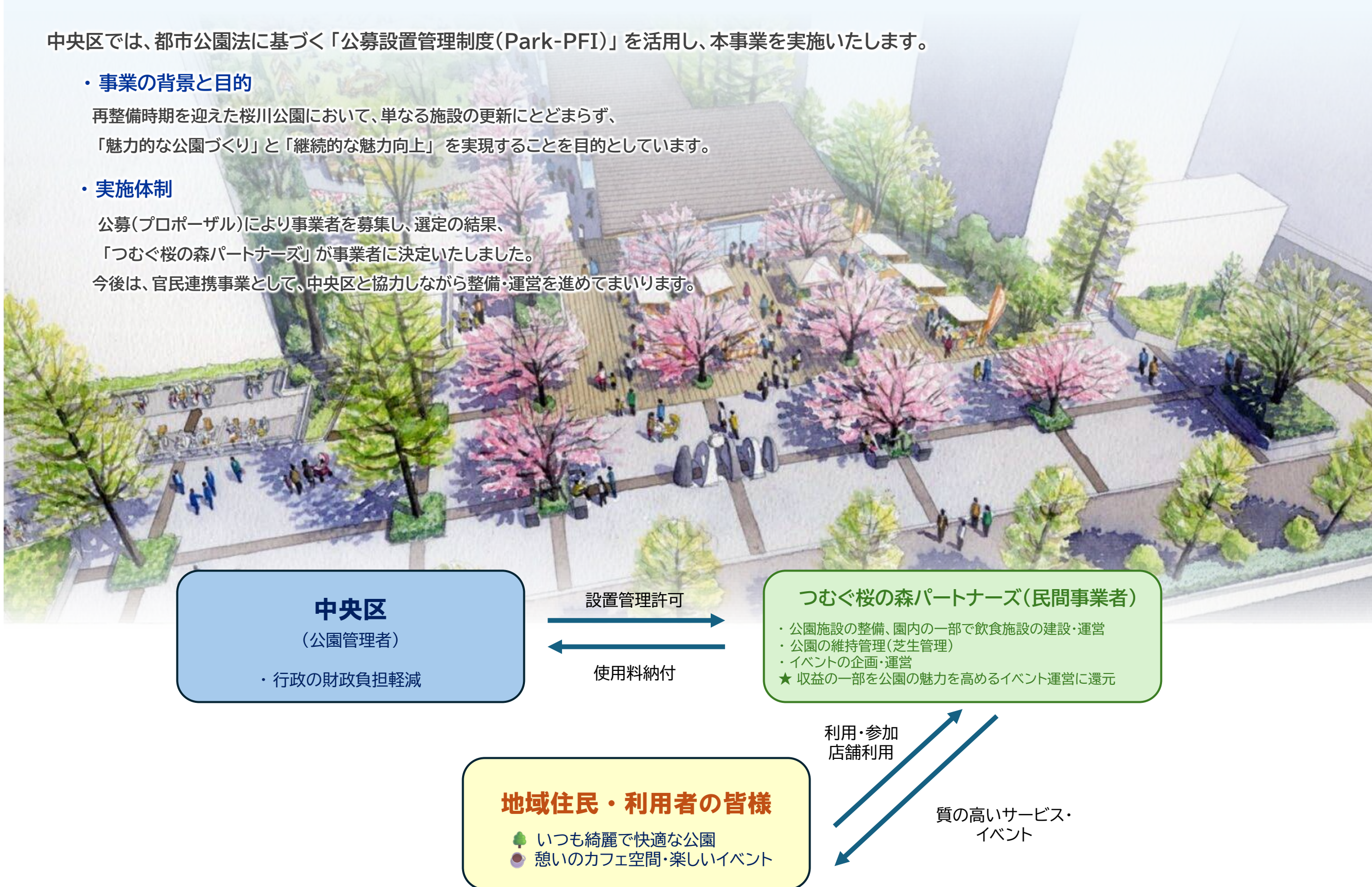
中央区では、都市公園法に基づく「公募設置管理制度(Park-PFI)」を活用し、本事業を実施いたします。

・事業の背景と目的

再整備時期を迎えた桜川公園において、単なる施設の更新にとどまらず、「魅力的な公園づくり」と「継続的な魅力向上」を実現することを目的としています。

・実施体制

公募(プロポーザル)により事業者を募集し、選定の結果、「つむぐ桜の森パートナーズ」が事業者に決定いたしました。今後は、官民連携事業として、中央区と協力しながら整備・運営を進めてまいります。



※ 画像はイメージであり、今後変更となる可能性があります。



飲食店舗

飲食施設という新たな付加価値を提供することで、公園の滞在性や利便性を高め、本公園エリアはもとより、周辺地域への来訪機会の創出や回遊性の向上を通じて、周辺全体の価値向上につなげます。



モバイル充電スポット

災害時を想定したモバイル端末の充電に対応したソーラー式スポットを設置します。



公衆便所(多機能バリアフリートイレ)

明るく清潔感を感じるデザインとし、死角の少ない計画とすることで、安全性や防犯性に配慮します。



ウッドデッキ

細部にわたって安全性に配慮しながら施工を行う予定です。



木質チップ広場

天然の木材を活かし、自然との調和を実現した、温かみのある木質チップ仕上げを整備します。



芝生広場

日照条件の良い場所に芝生広場を配置し日常使いとイベント使いを充実させる、ふかふかで安全な芝生広場を整備します。



グリーンインフラ(壁面緑化)

緑のカーテンとなって壁面の温度上昇を抑制し、植物本来の持つ蒸散効果で温度上昇を抑えます。



複合遊具

限られた空間条件の中で、多様な遊びの提供および運動能力の向上、ならびにコミュニケーションの促進を図るとともに、多様な子どもの利用を想定した遊具を整備します。(イメージ)



メインコリドー

東西軸のメインコリドーを、歩く楽しさを感じる交流動線として計画します。

1. 対象となる開発事業

- ・ 都市開発諸制度（高度利用地区、特定街区、再開発等促進区を定める地区計画、総合設計、都市再生特別地区）の活用による建築
- ・ 敷地面積が**3,000平方メートル以上**の建築

2. 開発事業者を求める開発計画への反映事項

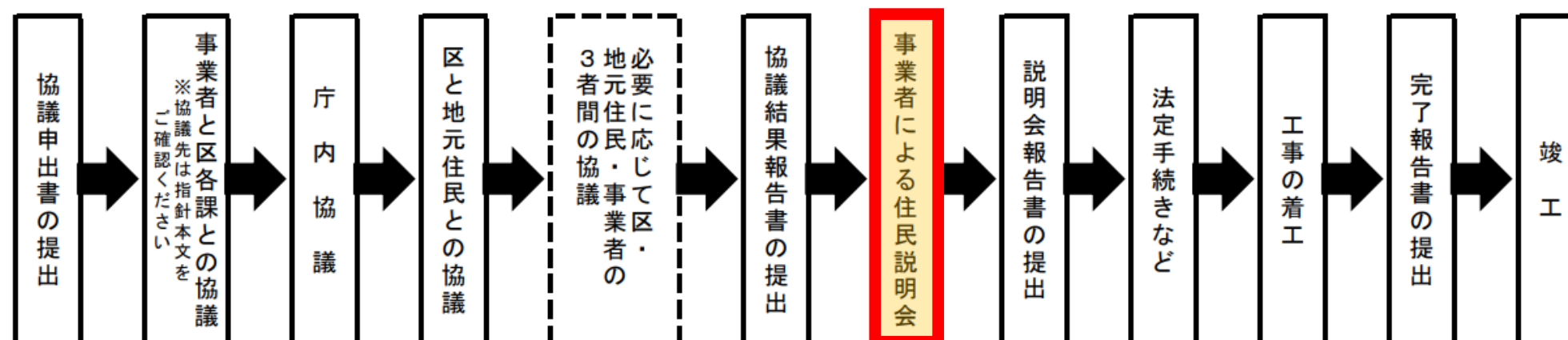
①計画に必ず反映する事項

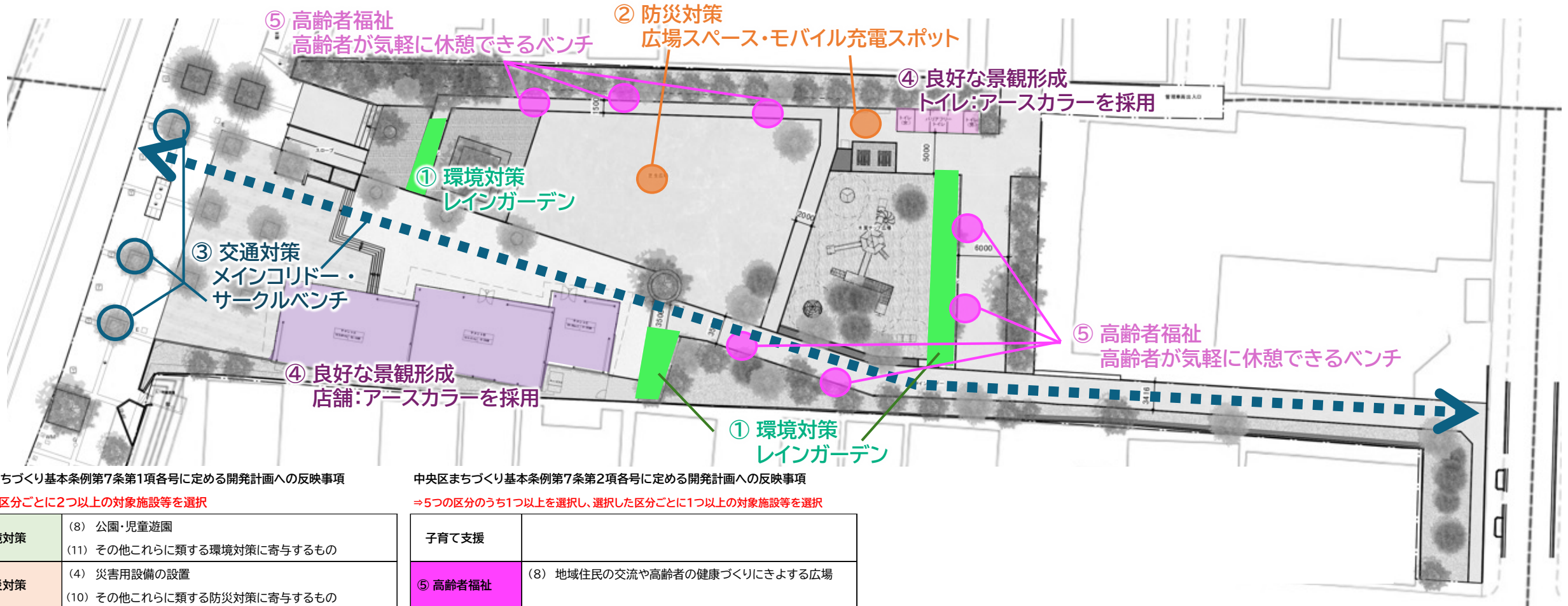
- ・ **環境対策に関すること**
（緑化の推進、省エネルギー等に資する設備の設置など）
- ・ **防災対策に関すること**
（帰宅困難者対策、防災備蓄倉庫の設置など）
- ・ **交通対策に関すること**
（駐車場の設置、無電柱化の整備など）
- ・ **良好な景観の形成に関すること**（建築物の形態の配慮など）

②地域の特性に応じて計画に反映する事項

- ・ **子育て支援に関すること**（保育所、幼稚園の設置など）
- ・ **高齢者福祉に関すること**
（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の設置など）
- ・ **障害者福祉に関すること**（障害者グループホームの設置など）
- ・ **地域活動の支援に関すること**（集会場、広場の設置など）
- ・ **観光支援に関すること**（観光案内所の設置など）

3. 主な手続きの流れ





中央区まちづくり基本条例第7条第1項各号に定める開発計画への反映事項

⇒4つの区分ごとに2つ以上の対象施設等を選択

① 環境対策	(8) 公園・児童遊園 (11) その他これらに類する環境対策に寄与するもの
② 防災対策	(4) 災害用設備の設置 (10) その他これらに類する防災対策に寄与するもの
③ 交通対策	(6) 歩行空間の整備 (8) その他これらに類する交通対策に寄与するもの
④ 良好な景観の形成	(1) 建築物・工作物の形成 (2) 建築物・工作物の色彩

中央区まちづくり基本条例第7条第2項各号に定める開発計画への反映事項

⇒5つの区分のうち1つ以上を選択し、選択した区分ごとに1つ以上の対象施設等を選択

子育て支援	
⑤ 高齢者福祉	(8) 地域住民の交流や高齢者の健康づくりにきよする広場
障害者福祉	
地域活動の支援	
観光支援	

① 環境対策: ・中央区グリーンインフラガイドラインに基づき、下水道負荷軽減を目的とした雨水浸透機能を有するレインガーデンを設ける。
・安全で居心地がよく滞在したくなる空間とし、広場や子どもの遊び場を設け、通年で賑わいを創出する。

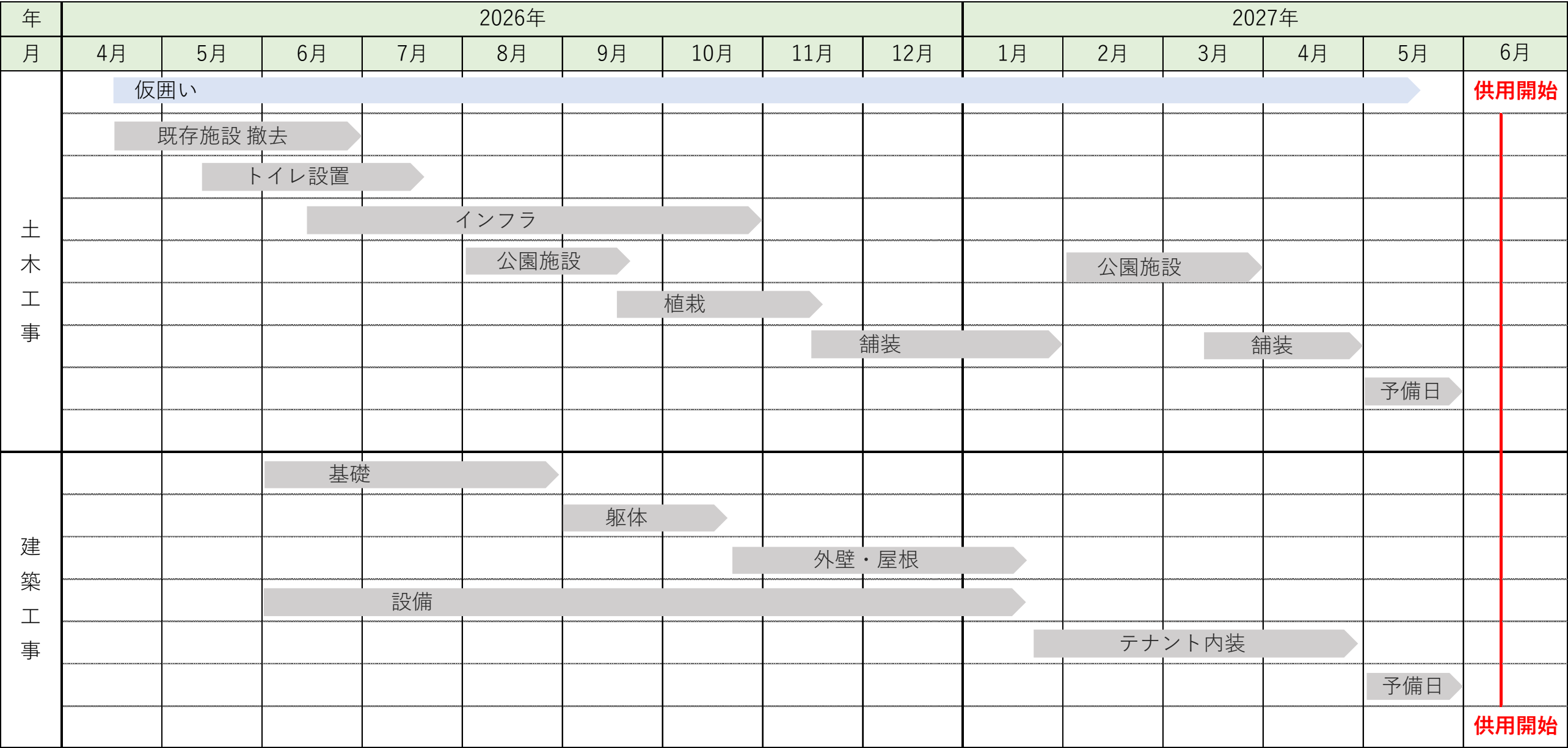
② 防災対策: ・モバイル充電スポット(災害時のみ利用可能)・かまどベンチを新設する。
・地域の防災イベントに活用可能な広場スペースを確保する。(芝生広場約650㎡)

③ 交通対策: ・メインコリドーを整備する。(最小幅員3m程度)
・歩行者の休憩に寄与する空間の整備

④ 良好な景観形成: ・公衆用トイレ、建物については、アースカラーを用いた仕上
・建物:壁面の一部に壁面緑化 公園に面して開口を設け賑わいの創出

⑤ 高齢者福祉: ・高齢者が気軽に休憩できるベンチの設置
・いきいき桜川(桜川敬老館)利用者の公園利用に配慮

工事スケジュール(予定)



※安全な施工と品質確保のため、気象条件や物流の影響により、作業日程を一部変更させていただく場合がございます。予めご了承ください。